

第467回（定例）福崎町議会会議録

平成28年6月10日（金）
午前9時30分開 会

1. 平成28年6月10日、第467回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 13名

1番	宮内富夫	8番	山口純
2番	三輪一朝	9番	石野光市
		10番	小林博
4番	志水正幸	11番	富田昭市
5番	松岡秀人	12番	釜坂道弘
6番	城谷英之	13番	高井國年
7番	北山孝彦	14番	難波靖通

1. 欠席議員（1名）

3番 牛尾雅一

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 木ノ本 雅 佳 主 査 佐 野 允 保

1. 説明のため出席した職員

町 長	橋本省三	副 町 長	尾崎吉晴
教 育 長	高寄十郎	技 監	村上修
公営企業管理者	近藤博之	会 計 管 理 者	木村千晴
総 務 課 長	山下健介	企 画 財 政 課 長	吉田利彦
税 務 課 長	尾崎俊也	地 域 振 興 課 長	松田清彦
住 民 生 活 課 長	谷岡周和	健 康 福 祉 課 長	三木雅人
農 林 振 興 課 長	松岡伸泰	ま ち づ く り 課 長	福永 聡
社 会 教 育 課 長	大塚久典	学 校 教 育 課 長	岩木秀人

1. 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸報告

第 4 報告第 6号 平成27年度兵庫県町土地開発公社事業報告について

第 5 報告第 7号 平成27年度福崎町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告について

第 6 報告第 8号 平成27年度福崎町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告について

第 7 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（福崎町町税条例等の一部を改正する条例）

第 8 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

第 9 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて（行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条

例)

- 第 1 0 議案第 4 1 号 中播公平委員会委員の選任について
- 第 1 1 議案第 4 2 号 福崎町交通広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 2 議案第 4 3 号 福崎町都市計画マスタープランについて
- 第 1 3 議案第 4 4 号 平成 2 8 年度福崎町一般会計補正予算 (第 1 号) について
- 第 1 4 議案第 4 5 号 工事請負契約について (福崎町第一体育館耐震改修工事)
- 第 1 5 請願第 2 号 消費税 1 0 % への増税中止を求める意見書提出についての請願

1. 本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 報告第 6 号 平成 2 7 年度兵庫県町土地開発公社事業報告について
- 第 5 報告第 7 号 平成 2 7 年度福崎町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告について
- 第 6 報告第 8 号 平成 2 7 年度福崎町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告について
- 第 7 議案第 3 8 号 専決処分の承認を求めることについて (福崎町町税条例等の一部を改正する条例)
- 第 8 議案第 3 9 号 専決処分の承認を求めることについて (福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 第 9 議案第 4 0 号 専決処分の承認を求めることについて (行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例)
- 第 1 0 議案第 4 1 号 中播公平委員会委員の選任について
- 第 1 1 議案第 4 2 号 福崎町交通広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 2 議案第 4 3 号 福崎町都市計画マスタープランについて
- 第 1 3 議案第 4 4 号 平成 2 8 年度福崎町一般会計補正予算 (第 1 号) について
- 第 1 4 議案第 4 5 号 工事請負契約について (福崎町第一体育館耐震改修工事)
- 第 1 5 請願第 2 号 消費税 1 0 % への増税中止を求める意見書提出についての請願

1. 開会及び開議

- 議 長 おはようございます。
- 第 4 6 7 回福崎町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。
- 爽やかな初夏を迎え、山々の緑が鮮やかに映える好季節を迎えました。
- 新年度がスタートして、約 2 カ月が経過をいたしました。当局も多くの新課長が誕生してから、初定例であります。活発な質疑、意見、討論を期待いたしております。
- 議員の皆様におかれましては、早朝からご参集をいただき、まことにありがとうございます。

さて、本定例会に提案されます案件は、報告第6号から報告第8号までの3件、議案第38号から議案第45号までの8件、請願第2号の計12件であります。

いずれも重要な案件でありますので、慎重に審議をいただき、また、議事の円滑なる運営につきましても、格別のご協力をお願いいたしまして、定例会の開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は、13名でございます。定足数に達しております。

よって、第467回福崎町議会定例会が成立したことを宣告いたします。

本日の会議に牛尾議員から欠席届が出ておりますので、報告をしておきます。

また、総務課及び議会事務局から写真撮影の申し出が出ておりますので、撮影を許可いたします。

ただいまから、第467回福崎町議会定例会を開会いたします。

これより本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議 長 日程第1は会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員の指名は、会議規則第127条の規定により議長が指名をいたします。

6番、城谷英之議員

12番、釜坂道弘議員

以上の両議員をお願いをいたします。

日程第2 会期の決定

議 長 日程第2は、会期の決定であります。

会期の決定の件を議題といたします。

去る6月3日、議会運営委員会を開いて検討をお願いいたしましたところ、既に皆様のお手元に配付しております日程表案のとおり、本日から6月24日までの15日間としたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月24日までの15日間といたしました。

日程第3 諸報告

議 長 日程第3は、諸報告であります。

3月28日の第466回定例会閉会后、本日までの議会活動報告については、事務局に朗読をさせます。

事務局 議会活動報告をいたします。

報告の内容につきましては、主なものを申し上げます。

4月7日、文化センターにおいて、平成28年度福崎町老人大学開講式が開催され、議長が挨拶を述べてまいりました。

4月9日、第1グラウンド周辺において、第10回民俗辻広場まつり・観桜会が開催され議長が挨拶を述べてまいりました。

4月17日、西脇市民会館において、地域創生に関する講演会が開催され、議

長が福崎町の地方創生への取り組みについて発表し、議員多数が出席いたしました。

4月24日、春季囲碁大会が開催され、議長が出席いたしました。

4月25日、姫路キャッスルグランヴィリオホテルにおいて、播磨地方拠点都市地域市町議会協議会総会が開かれ、議長が出席いたしました。

4月27日、姫路キャッスルグランヴィリオホテルにおいて、西播磨市町議長会役員会及び第1回総会が開かれ、議長が出席いたしました。

5月3日、エルデホールにおいて、町制60周年記念式典が開催され、議長が挨拶を述べ、議員多数が出席いたしました。

5月8日、福崎東中学校において、消防団消防操法大会が開催され、議長がお祝いの言葉を述べ、議員多数が出席いたしました。

5月12日、大会議室において、民主化推進協議会が開かれ、議長及び総務文教常任委員が出席いたしました。

5月13日、ラッセホールにおいて、地方行政課題研究会が開かれ、議長及び監査委員が出席いたしました。

5月16日、大会議室において、民生委員推薦会が開かれ、議長及び民生まちづくり常任委員長が出席いたしました。

5月17日、県民会館において、兵庫県町議会議長会臨時総会、評議員会が開催され、議長が兵庫県町議会議長会の会長に就任いたしました。

5月18日、第1委員会室において、国民健康保険運営協議会が開かれ、議長及び民生まちづくり常任委員長が出席いたしました。

5月19日、サルビア会館講義室において、都市計画審議会が開かれ、各委員が出席いたしました。

5月22日、文化センターにおいて、第34回美術展表彰式が開催され、議長が出席いたしました。

5月23日、ホテル北野プラザ六甲荘において、兵庫県町議会議長会定期総会が開催され、議長が出席いたしました。また、定期総会において、富田昭市議員が兵庫県町議会議長会自治功労者表彰を受賞されました。

同じく、5月23日、福崎町商工会館において、福崎町商工会通常総代会が開催され、副議長が挨拶を述べてまいりました。

5月24日、すみよしの郷において、福崎町社会福祉協議会理事会が開催され、議長が出席いたしました。

同じく、5月24日、兵庫県町村会定期総会が開催され、議長がお祝いの言葉を述べてまいりました。

同じく、5月24日、福崎町商工会館において、福崎町経営者協会通常総会が開催され、議長がお祝いの言葉を述べてまいりました。

5月27日、エルデホールにおいて、戦没者追悼式が行われ、議長が追悼の言葉を述べ、議員多数が出席いたしました。

5月28日、文化センターにおいて、老人クラブ連合会総会が開催され、議長が挨拶を述べてまいりました。

5月29日、生活科学センターにおいて、福崎町文化協会総会が開催され、議長が出席いたしました。

5月30日、大会議室において、福崎町社会福祉協議会評議員会が開かれ、民生まちづくり常任委員長が出席いたしました。

同じく、5月30日、東京都中野区の中野サンプラザにおいて、町村議会議長・副議長研修会及び近畿府県町村議会議長会臨時会長会議が開催され、議長が

近畿府県町村議会議長会の副会長に就任いたしました。

5月31日、東京都中野区の中野サンプラザにおいて、町村議会議長・副議長研修会及び代議員会、定時評議員会が開催され、議長が出席いたしました。

6月1日、三重県津市のホテルグリーンパーク津において、都道府県会長会が開催され、議長が出席いたしました。

6月2日、三重県伊勢市において、都道府県会長会視察が行われ、議長が参加いたしました。

6月4日、姫路キャッスルグランヴィリオホテルにおいて、播磨地域道路関係5団体合同要望会が開催され、議長が出席いたしました。

その他の議会活動報告は、お手元に配布の報告書のとおりです。

以上です。

議長 以上で議会活動報告を終わります。

また、例月出納検査の報告書及び平成27年度下半期定期監査の結果報告書が議長宛に提出されております。その写しを配付しております。

続いて、申し出により行政報告を行います。

副町長 各課からの行政報告を行います。

まず、総務課です。

4月14日発生した熊本地震の支援対応ですが、町有施設に義援金箱を設け、町民に呼びかけ、支援をお願いしています。5月末現在で19万5,168円の義援金が集まりました。

人的支援については、職員を2名、7月に益城町へ派遣します。

選挙事務については、第24回参議院議員通常選挙の投票日が7月10日と決定し、選挙の準備を進めています。

選挙人名簿の定時登録者数は、6月1日の基準日現在、男7,412人、女8,107人、計1万5,519人となっています。前回の3月基準日より3人減となっています。

町制60周年記念事業の一つ、NHK上方演芸会は、本日午後6時30分開演で実施いたします。

企画財政課では、福崎町の地元特産品等のPRによる産業振興とふるさと納税を促進することを目的に、ふるさと応援寄附金協力事業者募集要項を定め、町のホームページ等で募集を始めております。

地方公共団体が行う自主的・自律的な取り組みを支援する地域再生制度に地方創生推進交付金が創設され、本議会において補正予算を提案しています。

また、行政改革大綱の改定については、行政改革懇話会の中で幅広いご意見をいただきながら進めています。

出納室では、5月末日をもって平成27年度の出納を閉鎖し、現在、決算書並びに決算報告書の調製を行っています。

J A役場派出所での一般利用者向けの貯金入出金等の取扱が終了するため、7月中旬にATM機の設置工事を行い、7月20日から本格稼働できるように、J Aと調整を行っています。

税務課においては、平成28年度の住民税特別徴収納税通知書を5月9日、1,950事業所に発送、また、同月11日、8,913台の軽自動車に対し、納税通知書を発送しました。平成28年度町税等の納税通知書及び介護保険料納入通知書は6月16日に、後期高齢者医療保険料の納入通知書は7月16日に発送すべく準備を進めています。

出納閉鎖に向け、電話催促及び夜間徴収を実施、また、滞納整理対策委員会で

は、関係課の滞納者リストをもとに合同徴収を行いました。本年度も兵庫県から滞納整理回収チームの職員派遣をいただき、連携を図りながら滞納整理に努めていきます。

地域振興課です。

第10回民俗辻広場まつりを4月9日に辻川山公園周辺で開催いたしました。当日は晴天に恵まれ、多くの人出があり、ステージイベントや食の広場でのもち麦料理などとともに、妖怪小屋の天狗や同時開催した観桜会など、楽しいひとときを過ごしていただきました。

自律（立）のまちづくり交付金事業は、第2期として継続実施いたします。地域の活性化に取り組むために実践されるまちづくり・地域づくり活動を応援し、本年度は全ての自治会で住民参加によるまちづくりが展開される予定となっています。

住民生活課では、福崎町消防操法大会を5月8日に開催しました。32分団による熱戦が繰り広げられ、自動車ポンプの部は新町分団が優勝、小型動力ポンプの部は庄分団が優勝、準優勝が大門分団、3位が駅前分団でした。優勝した新町分団と庄分団は、来る7月3日に兵庫県広域防災センターで開催されます中播磨地区消防操法大会に福崎町代表として出場します。

マイナンバーにつきましては、個人番号カードの交付を2月から開始し、5月末現在申請者数は1,011人で、そのうち751人の方に交付をしました。

健康福祉課です。

保健事業について、特定基本健康診査、がん検診を6月19日から7月10日まで、土日を含み12日間実施します。昨年度に続き、周知を図るため、各世帯に意向調査を兼ねた健診申込書を郵送し、受診率の向上に努めます。多くの町民の皆様を受診していただき、重症化を予防して、医療費の抑制につなげていきます。

食育の推進については、神戸医療福祉大学と連携し、親子で運動や食の大切さを学んでいただく運動教室・食育教室を5月14日から年間を通して実施します。

また、より幅広い世代の方に楽しく食育への関心を高めていただくため、いすに座った状態で行う振りつけを加えた食育サンバを作成します。

介護保険事業では、定期巡回、随時対応型訪問介護看護を実施する事業者について公募の結果2業者から応募があり、有限会社愛の里を指定候補事業者に決定しました。

農林振興課です。

町制施行60周年記念事業の田んぼアートの田植えイベントを6月25日、さるびあドーム西側の1ヘクタールの田んぼで計画しています。

平成28年度産米の生産調整作付面積については、農会長さんや農家の皆様のご理解とご協力により、354ヘクタールの作付見込となりました。

ため池整備事業では、桜上池について、5月に県の内示を受けました。今年度、詳細設計を行います。

県民緑税を活用した災害に強い森づくりは、東田原森本地区の県営治山ダム工事について、6月から工事着手いたします。

まちづくり課です。

福崎駅利用者の利便性の向上と、駅へのアクセス強化など、にぎわいと憩いの創出を目的として駅周辺の整備を進めています。

5月15日には、駅前地区の皆様を対象として説明会を開催し、駅前交流広場の設置や町道駅田原線の一部区間を整備する計画の変更について、ご説明いたし

ました。

また、町民の皆様に周知を図るため、整備の内容を記載したチラシを全戸配布しました。

現在、事業用地や代替地の取得について、土地開発公社資金の活用や用地交渉事務の一部委託を行い、関係者のご協力を得て、鋭意事業を進めているところです。

さらに、5月16日には、姫路市、たつの市、太子町、福崎町の2市2町と、JRなど交通事業者で播磨圏域鉄道沿線まちづくり協議会を設立し、相互に連携を図り、駅周辺を中心とした地域の活性化に向けた計画の策定に取り組んでいます。

上下水道課では、公共下水道事業、農業集落排水事業及び個別排水処理事業について、4月1日から地方公営企業法の規定の全部を適用し、下水道事業として新たなスタートを切りました。

下水道の面整備工事は、昨年度で工業団地内の工事が完了し、計画区域全域の整備が完了しました。工業団地内の舗装本復旧工事については、町道の舗装改修に合わせて順次対応してまいります。

浄化センターは、工業団地内事業所の下水道の切り替えが進み、流入する汚水量が増加してきたため、水処理施設の稼働池を追加し、安定的な処理に努めていきます。

雨水整備では、駅東雨水幹線を福崎駅周辺整備事業に合わせて推進するため、6月3日に入札を行い、契約を締結しました。今後、道路整備工事と調整を図りながら、進めてまいります。

水道事業では、福崎工業団地、企業団地の老朽管更新工事を継続するとともに、福崎工業団地の工業用水道仮設管の撤去工事を進めます。

また、水道、工業用水道料金や、下水道使用料についてご意見をいただくため、上下水道事業審議会を設置します。7月下旬からの開催に向けて、事務を進めております。

学校教育課です。

昨年4月に公立保育所、幼稚園、市立保育園が幼保連携型認定こども園へ移行し、子ども・子育て支援新制度も2年目を迎え、公立4園、私立2園で就学前教育、保育の充実に取り組んでおります。

学童保育園は、4月から保育の終了時刻を1時間延ばして午後7時までとし、学校や地域の協力を得て、留守家庭小学生の保護、健全育成を図っています。

給食共同調理センターでは、給食の食器を洗浄するシステムの更新に着手し、8月中旬に機器の入れ替え更新を行うこととしています。

社会教育課です。

第34回福崎町美術展を5月20日から22日までの3日間開催しました。洋画・日本画・書・彫塑工芸・写真の5部門に184作品の応募があり、22日に表彰式を文化センター大ホールで実施いたしました。

第37回山桃忌を町制60周年記念の冠をつけ、8月6日から8日の3日間、エルデホールを会場に実施します。ことしは「山桃忌と妖怪」をテーマに、6日は講演会とシンポジウムを、7日は民俗芸能安芸高田市の広島神楽を上演します。8日は日韓の民俗学の先生を招き、日韓交流学術会議を開催します。

平成28年度福崎町子ども会球技大会を7月2日に田原小学校において開催する予定です。

以上で、行政報告を終わります。

議

長 次は、議案の上程及び議案説明であります。

これより、報告第6号、平成27年度兵庫県町土地開発公社事業報告についてから、請願第2号、消費税10%への増税中止を求める意見書提出についての請願までの12件を議題といたします。

これから、上程議案に対する町長の提案内容の説明を求めます。

町

長 皆さん、おはようございます。

第467回定例議会を招集いたしましたところ、多数ご出席をいただき、まことにありがとうございます。

平成28年度6月議会の開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

山や野の新緑が深く濃く映える季節となりました。いよいよ田植えも始まりました。本町の第1次産業の根幹である稲作の始まりに、早くも実りの秋が待ち遠しく思います。

4月14日に発生した熊本地震は、多くの住民の命を奪いました。今もまだ多くの方が避難生活を続けられており、町としてもできる限りの支援を続けてまいりたいと思っています。

また、町内において、ここ1カ月の間に火災が相次ぎました。非常に残念ではありますが、この一連の火災で一人が亡くなられ、歴史ある仏閣が焼失いたしました。ご遺族、また地域住民の皆さんも、さぞかしおつらいことと察しております。

このような災害の経験は、決して無駄にせず、次に来る災害に教訓を生かしていかなければならないと認識を新たにいたしているところであります。

さて、新年度が始まり、早2カ月が経過いたしました。5月3日には町制施行60周年記念式典を挙行し、福崎町の礎を築かれた先人の努力に感謝と敬意を表し、各分野でご支援いただいた功労者の皆様の功績をたたえ、表彰を行いました。

町の産業に目を向けますと、特産もち麦におきましては、その効能が3月にフジテレビの全国放送で取り上げられ、NHKでの放送以上の反響がありました。

ダイエット効果があると報じられたこともあり、もち麦精麦を買い求める方が急増し、在庫量を確保するための販売調整が必要となるなど、大変な盛況ぶりです。

昨日、銀の馬車道ネットワーク協議会が開催されましたが、日仏協会の白井さんを初め、多くの女性の方がもち麦精麦を求め、もちむぎのやかたへ来られる機会が多くなりましたと聞いておるところであります。

町の最重点事業の福崎駅周辺整備事業である道路事業、都市再生整備事業は県土地開発公社及び県町土地開発公社の協力を得ながら、引き続き推進してまいります。

また、県道甘地福崎線の県施工区間である湯口踏切から南へ約70メートルの区間につきましては、28年度末の完成に向けて取り組んでいただくことで調整が図られました。

安全・安心のまちづくりでは、県と協力して、桜上池のため池整備や田口谷川等の砂防ダムの整備に取り組んでまいります。また、引き続きイマ谷池の下流水路や国道312号の冠水対策である高橋ハス池の下流水路の整備も推進してまいります。

福祉の分野では、平成37年度を目途に、住みなれた地域や自宅で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が求められています。

この基礎となる、認知症施策推進事業、生活支援体制整備事業、在宅医療・介護連携推進事業の全ての事業につきまして、平成29年4月開始に向け、医療体制等の整備を進めているところであります。

医療・介護を見据えた、住みなれた環境で安心して暮らせる社会を構築するため、公助は言うに及ばず、自助、共助の観点での生活を維持するための方向性を探ってまいります。

地方を取り巻く財政環境は厳しい状況にあります。3月議会におきまして総合戦略を採択していただき、新たな財源としては地方創生推進交付金が創設されました。

国では、総合戦略に合わせた特色ある事業には重点配分がありますが、今までのような全体での経済対策等の配分がなくなってまいります。

地方の創意工夫のよしあしでその配分が決定されることから、知恵のない場合は配分もないということになります。

この事からにつきましては、4月末に通知があり、5月中旬に相談会が開催され、その2日後には方向性を提示しなければならない厳しいスケジュールの中で、6月補正予算に計上することが補助採択の条件の一つとされておりました。

本来でしたら、6月補正予算は災害等緊急を要する事業の予算が計上されるものでありますが、本年はこのような事情によりまして、地方創生関連予算を今議会に計上しております。

地方経済対策や少子高齢化、人口減少などの本来国がすべき対策を地方の責めにおける事業で対応させようとする方針に対応しようとするものであります。

それでは、本会議に上程いたします議案について、ご説明申し上げます。

報告は、平成27年度兵庫県町土地開発公社事業報告など3件であります。

議案は合計8件で、上位法令の改正により、専決をいたしました一部改正条例の承認案件が3件、中播公平委員会の委員の選任を求める人事案件が1件、駅周辺整備に伴う条例改正が1件、議会基本条例に基づき、都市計画マスタープランの議決を求める案件が1件、予算は平成28年度福崎町一般会計補正予算（第1号）で、既定の総額にそれぞれ1,830万円を追加し、歳入歳出総額を95億4,830万円とするものであります。契約案件としては、第1体育館の耐震補強改修工事の契約であります。

詳細説明は副町長及び各担当課長が行いますので、よろしくご審議を賜り、妥当なる結論をいただきますよう、お願い申し上げます。

以上で、提案説明と議会冒頭に当たり、私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

議長 ただいま、町長から上程議案に対する概要の説明が終わりました。

これから議案番号順に、詳細なる説明を求めてまいります。関連する議案は複数で説明を求める場合もございますので、あらかじめご承知置きをお願いしたいと思います。

日程第4 報告第6号 平成27年度兵庫県町土地開発公社事業報告について

日程第5 報告第7号 平成27年度福崎町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告について

議長 日程第4、報告第6号、平成27年度兵庫県町土地開発公社事業報告について、及び、日程第5、報告第7号、平成27年度福崎町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告についての2議案を一括議題といたします。

両案に対する詳細なる説明を担当課長に求めます。

企画財政課長 報告第6号について、ご説明申し上げます。

兵庫県町土地開発公社は、県下の12町が出資しています、地方自治法第221条第3項に該当する法人です。

したがいまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、その事業報告等をさせていただくものであります。

それでは、報告書の1ページをお開き願います。

まず、平成27年度における事業の概況であります。公有地取得事業、土地の取得は2ページ上段になります。一般事業の1件で、2年ぶりの受託でありまして、本町の福崎駅周辺整備用地取得事業で、執行状況は2,616㎡、1億8,490万1,000円で、最終買い戻し年度は30年度と設定されております。

一方、土地の取得についてですが、一般事業の市川町1件、福崎町2件でありまして、2ページ下段に一覧表をお示ししておりますとおりで、処分に該当するものは27年度買い戻し額の欄で、元金相当額があるものとなります。

このうち、平成27年度で処分が完了した土地は、本町の文化ゾーン駐車場用地でありまして、30年度買い戻し予定を繰り上げ償還したものであります。

この結果、兵庫県町土地開発公社の平成27年度末土地現在額は2件で、2億1,451万5,000円となっております。

3ページをお開きください。財務の概況を説明させていただきます。

まず、予算執行実績であります。収益的収入及び支出の収入は、1款、事業収益では、1項、公有地取得事業収益の1節、一般事業売却収益が2町3件分の元金利子相当額で、1億960万2,893円、2項、事務費収益の土地の取得のあった事業費の0.5%に当たります92万4,505円の合計1億1,052万7,398円でありまして、2款、事業外収益は、1項、受取利息、1節、基本財産利息は、12町からの出資金の利息で9,974円、2節預金利息は、それ以外の預金利息で8,523円の合計1万8,497円でありまして、収益的収入合計は1億1,054万5,895円であります。

4ページになります。

支出であります。1款、事業原価、1節、一般土地売却原価、土地の処分の表にありました2町分の元金利子の合計1億960万2,893円、2款、販売費及び一般管理費は、1節、旅費から6節、負担金補助及び交付金の合計13万7,540円となりまして、収益的支出合計は1億974万433円でありまして、この結果、当期純利益は80万5,462円と、2年ぶりの黒字となりました。

5ページに移りまして、資本的収入及び支出の収入についてですが、1款、資本的収入、1項、借入金の1節、一般土地借入金は、1億8,490万1,000円を金融機関から借入したもので、これは福崎町の駅周辺整備に係る用地取得のためのものであります。

次に、支出についてですが、1款、資本的支出の1節、一般土地取得費、1億8,490万1,000円は、用地の地権者様に土地代金として支払いをしたものであります。

2項、長期借入金返還金、1節、一般事業償還金の2ページ下表にありました2町3件分の1億898万5,000円で、資本的支出合計は2億9,388万6,000円となっております。

6ページの借入金の概要ですが、期末残高は2億1,451万5,000円となっております。

平成26年度の決算監査は、平成27年4月17日に行っております。

次に、11ページをお開きください。

ここからは平成27年度兵庫県町土地開発公社の計算書類をお示ししております。11ページは損益計算書、12ページは貸借対照表、13ページはキャッシュフロー計算書、14ページは財産目録をお示ししております。15ページ、16ページは附属明細表をそれぞれお示ししております。17ページは、平成27年度兵庫県町土地開発公社監査報告書として、4月18日に2名の監事に監査を受けております。

また、次のページからは、平成28年度事業計画及び資金計画をお示ししております。18ページをお開きください。

上段にあります事業計画は、福崎駅周辺整備事業の国庫補助金の採択状況等を勘案し、早期の事業用地取得のために、兵庫県町土地開発公社の活用を図るもので、事業量2,865㎡、事業費2億470万円を予定しております。

以上、兵庫県町土地開発公社に関する報告とさせていただきます。

続きまして、報告第7号について、ご説明申し上げます。

この報告は、3月議会で議決をいただきました平成27年度一般会計予算の繰越明許費について、繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条の2項の規定により、報告をさせていただきますのものであります。

次のページをお開き願います。

繰越明許費繰越額は、総務費、総務管理費の地方公共団体情報セキュリティ強化対策システム改修事業の1,310万円から、教育費、保健体育費の文化ゾーン駐車場及び防災倉庫整備事業の7,700万円までの10事業で、2億3,008万円でありまして、平成27年度3月補正時の繰越明許費予算のうち、既に平成27年度中に執行済みとなった経費を差し引いた、その残額を繰り越ししております。

また、交付金申請が不採択となりました観光振興の地方創生加速化事業につきましても、財源の裏づけがなくなりましたので、繰り越しをしております。

報告第7号の資料に、繰越明許費に係る事業内容と財源内訳をお示ししておりますので、資料をごらんください。

総務費では、地方公共団体の情報システム強靱性向上に係る改修を委託する事業が1,310万円、地方公共団体情報システム機構へ、個人番号カード関連事務の委任に係る交付金を交付する事業、464万円を繰り越ししております。

次に、民生費では、低所得の高齢者への臨時福祉給付金支給に係る事務費及び給付金の5,480万円、保育所等の利用者負担軽減に係る子ども・子育て支援システム改修委託料200万円を繰り越しし、農林水産業費では、地方創生加速化事業として、国に交付申請を行い、採択されましたもち麦の産地体制強化、品質向上に係る事務費及び委託料1,700万円を、土木費では、橋梁の長寿命化を図るための七種橋歩道橋補修設計委託料の244万円と、福崎駅周辺整備事業に係ります5,910万円を繰り越ししております。

最後に教育費では、文化ゾーンの避難所に指定しています第1体育館附属の防災倉庫と駐車場の整備工事費7,700万円を繰り越ししております。繰越財源としましては、未収入特定財源の国庫支出金は地方創生加速化交付金の1,700万円と土木費の社会資本整備総合交付金の3,148万円を含めました、その他の国庫支出金4,367万円の合計6,067万円で、駅周辺整備事業、文化ゾーン駐車場及び防災倉庫整備事業等に係る地方債は1億1,030万円で、臨時福祉給付金給付事業の既収入特定財源5,480万円と差し引き、一般財源

は431万円となるため、合計5,911万円を繰越明許費繰越金として、翌年度に繰り越しをしております。

以上、報告第7号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

日程第6 報告第8号 平成27年度福崎町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告について

議 長 日程第6、報告第8号、平成27年度福崎町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を担当課長に説明を求めます。

公営企業参事 報告第8号、平成27年度福崎町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告について、ご説明を申し上げます。

この報告は、3月議会で議決をいただきました平成27年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算に計上しました繰越明許費に係る繰越計算書ができましたので、報告をするものです。

なお、公共下水道事業につきましては、4月1日から地方公営企業法の全部を適用したことから、平成27年度の公共下水道事業特別会計は3月31日をもって打ち切り決算となり、繰越分は新しい下水道事業会計において使用することから、地方公営企業法の規定による報告としております。

報告第8号の次のページをお開きください。繰越計算書でございます。

款項下水道事業費、事業名、公共下水道事業で6,980万円を繰り越すするものです。

財源の内訳は既収入特定財源の受益者負担金が277万475円、国庫支出金が3,490万円、その他地方債が3,150万円及び一般財源が62万9,525円となっております。

繰越額の内訳につきましては、資料をごらんください。資料といたしましては、それぞれ事業の位置図と右下に事業量をお示しをしております。

福崎工業団地下水道舗装本復旧工事に2,400万円、川端雨水幹線詳細設計業務に300万円、駅東雨水幹線工事に4,280万円としておるものでございます。

以上、報告第8号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

日程第7 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（福崎町町税条例等の一部を改正する条例）

日程第8 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第9 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて（行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例）

議 長 日程第7、議案第38号、専決処分の承認を求めることについて（福崎町町税条例等の一部を改正する条例）、日程第8、議案第39号、専決処分の承認を求めることについて（福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、日程第9、議案第40号、専決処分の承認を求めることについて（行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例）の3議案を一括議題といたします。各案に対する詳細なる説明を担当課長に説明を求めます。

税 務 課 長 議案第38号、専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

今回の専決処分における福崎町町税条例等の一部改正は、三つの条例を一括で改正しています。

一つ目は、第1条関係として、町税条例の一部改正、二つ目は、第2条関係として、平成26年5月の第455回臨時会で専決処分の承認をいただいた、福崎町町税条例等の一部を改正する条例の一部改正、三つ目は、第3条関係として、平成27年4月の第461回臨時会で専決処分の承認をいただいた、福崎町町税条例等の一部を改正する条例の一部改正です。

この三つの改正を一括し、福崎町町税条例等の一部を改正する条例として、地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年3月31日に専決処分し、同年4月1日から施行するもので、同法第179条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

今回の改正は、主に平成27年12月24日に閣議決定された平成28年度税制改正の大綱に基づく地方税法や、同法施行規則など上位法令の改正に基づくものでございます。

今年度の改正点のうち、特に重要と思われる改正点は、次の4点です。

一つ目は、法人町民税の税率の改正です。地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人町民税の税率を引き下げ、その引き下げた分を交付税原資化するというものです。

二つ目は、最高裁判所の判例に基づく延滞金の計算方法に関する改定です。判例は国税である相続税の延滞金の計算期間のものでしたが、町民税にも当てはまりますので、所要の改正をするものです。

三つ目は、軽自動車税の改正です。軽自動車税を、自動車を取得したときに納めていただく環境性能割と、従来どおり毎年納めていただく種別割の二つに分類するものです。

四つ目は、個人町民税の医療費控除の特例の創設です。薬局などで購入する一部の薬品についても、医療費控除の対象とすることができるようにする改正です。

これらにつきまして、議案第38号資料により、もう少し詳しくご説明をいたします。

なお、法人町民税と軽自動車税の改正は、平成29年4月から消費税率を8%から10%に引き上げるということを前提にした改正でした。しかしながら、先日6月1日に、安倍晋三内閣総理大臣が引き上げを平成31年10月まで延期すると表明したところでございます。国においては、今年3月に改正した地方税法の再度の改正に向けて、今後検討が進められていくことと思います。また、それを受けて、町税条例も再度改正する必要があるかと思いますが、今のところ詳細は不明です。そういった事情から、本日は3月31日に専決処分しました、その日時点での説明をいたしますので、ご了承をいただきたいと思います。

まず、第1条関係の改正関係です。資料ページ25ページの左半分、法人町民税の税率の改正に関する説明資料をごらんください。

平成26年度の税制改正により、それまで法人税額の12.3%だった法人町民税の税割の税率を、平成26年10月以降開始の事業年度から、9.7%に引き下げました。

今回の税制改正では、平成29年4月以降開始の事業年度から、さらにそれを6%まで引き下げることとなりました。

引き下げ分は新設された地方法人税という国税で全額を徴収した上で、交付税原資化されます。

減税部分は、今回の改正で1.0%となり、県町合わせて、地方税分は合計で7.0%ですが、国税の地方法人税は10.3%となり、地方税分を逆転するまでになります。

25ページの右半分、延滞金の計算期間の見直しに関する説明資料をごらんください。

申告納税に係る税額について、納税した後に当初に申告した税額に不足があることが発覚して、追徴金が発生する場合があります。ほとんどの場合は当初申告納税額から単純に増額するのですが、ごくまれにいったん減額更正をして、当初納税額の一部の還付を受けた後に、再度の増額の更生により追徴金が発生するケースがあります。今までは、これらどちらの場合でも延滞金の計算は法定納期限の翌日を初日としていました。

しかし、平成26年の最高裁判所の判決で、減額の後増額された場合には、法定納期限の翌日から、増額更正通知の発行日までは延滞金は発生しないと判示されました。最初から不足だった場合とは違い、いったん減額した後の増額の場合は、納付の不履行によって未納となった税金には当たらないという理由からです。

判例は国税である相続税のものです。延滞金について、相続税と同様の規定である個人町民税、法人町民税も同様の取扱となりますので、今回改正するものです。

次、26ページに軽自動車税の環境性能割と種別割に関する資料を用意していますので、ごらんください。

まず1点目として、以前から言われていましたように、平成29年3月31日をもって、都道府県税である自動車取得税が廃止されます。

一方、2点目として、軽自動車税をいずれも町税である環境性能割と種別割の二つに分類します。

環境性能割は、軽自動車取得時に、その取得価格を課税標準として、排ガス基準や燃費基準の達成度合いと照らし合わせ、右上の表に示すように、非課税、1%、2%、3%の各税率によって徴収することになります。軽自動車税の3%部分は、当分の間2%となります。

種別割は、左下の表のように、平成27年度から導入し、平成28年度分から適用となる新しい税額とグリーン化特例で徴収することになります。

グリーン化特例自体は、平成27年度税制改正の内容で、町税条例は昨年に改正済みですが、平成28年度分に限ったものでした。今回の改正では、種別割に名称変更することとあわせて、平成29年度へ継続することも規定しました。

右下の図は、2輪や原動機付自転車などの種別割の新旧税率の比較です。税率改正自体は27年度税制改正の内容で、町税条例も昨年改正済みです。

次、27ページをごらんください。医療費控除の特例の創設に関する説明資料でございます。

所得税の確定申告でもおなじみの医療費控除ですが、現在の制度では医薬品のうち健康増進や疾病予防のための医薬品は、所得控除には使えないことになっています。これを医療費控除の特例として、表の中ほどの要指導医薬品や、その右の一般用医薬品のうち、スイッチOTC薬と言われる医療用医薬品から移行した成分が用いられるものも所得控除に使えるようにしようとするものです。

年間1.2万円を超える額を所得控除できるようになりますが、従来の医療費控除と併用することはできません。

セルフメディケーションを推進し、健康の維持増進や疾病を予防することに加えて、比較的軽い症状での医療機関受診を抑制することで、年々高騰する医療費

を抑える効果を狙うものです。

第2条、第3条の各規定は、平成26年改正条例、平成27年改正条例の附則部分を改正するもので、条項番号や様式番号の訂正など、いずれも文言の整理です。

その他の改正部分は、議案第38号資料1ページから24ページまでに新旧対照表をお示ししておりますので、ご参照ください。

続いて、第39号、専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

今回の専決処分は、福崎町国民健康保険税条例の一部改正で、上位法令であります地方税法及び同法施行令等の一部改正が平成28年3月31日に交付、同年4月1日に施行されたことに伴う条例の改正で、課税限度額の引き上げと、低所得者に対する軽減措置の拡充という内容の改正です。

地方自治法179条1項の規定により、平成28年3月31日に専決処分し、4月1日から施行したもので、同法179条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるとのことです。

議案第39号資料2ページをごらんください。

1点目の課税限度額の改正は、基礎課税分に係る課税限度額を現行52万円から54万円に、後期高齢者支援金分に係る課税限度額を現行17万円から19万円に、それぞれ引き上げるものです。

2点目の低所得者に対する軽減措置の拡充は、5割軽減、2割軽減についての基準額を引き上げることにより、対象となる世帯をふやそうとするものです。

5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定については、現行が33万円プラス26万円掛ける世帯主を含めた被保険者数と特定同一世帯所属者数の合計としているものを、33万円プラス26.5万円掛ける世帯主を含めた被保険者数と特定同一世帯所属者数の合計に、1人当たり5,000円増額します。

また、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定について、現行が33万円プラス47万円掛ける被保険者数と特定同一世帯所属者数の合計としている基準額を、33万円プラス48万円掛ける被保険者数プラス特定同一世帯所属者数に、1人当たり1万円増額します。

なお、今回の条例改正では、税率の改正はございません。

議案資料1ページに新旧対照表をお示ししておりますので、ご参照ください。

議案第38号、39号の二つの議案は、地方税法の一部を改正する法律や同法施行規則が平成28年3月31日に国会において成立し、同日交付されたのに伴い、やむを得ず地方自治法179条第1項の規定により専決処分をいたしましたことを、ご理解賜りますよう、よろしく申し上げます。

続いて、議案第40号、専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

今回の専決処分は、先の3月議会に提案し成立した、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の附則部分の一部を改正するものです。

その附則第3項の中で、平成28年度分の固定資産税に係る審査は、従前の例によるとの規定をしておりました。その後、総務省の解釈に訂正があり、平成28年度分の固定資産税に係る審査も新法令の規定によるものとされました。

議案資料2ページの上段に示しております行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の附則第5項第5条には、この法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為は、なお従前の例によると規定されています。固定資産の価格の決定はここで言うその他の行為となります。価格の決定自体は4月1日の価格の公示に間に合うように平成28年3月31日までに行われます。これは法

律の施行日よりも前なので、旧法令の例によるとしていたのが、改正前の解釈です。

ところが、その後、価格の決定だけでなく、その後の公示まで一連の行為全てがその他の行為であり、4月1日の価格の公示によって、初めて納税者が価格を知り得る状況になることから、新法令の規定によるとの解釈の訂正がされたものです。

この改正は改正元の行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例施行日である4月1日までに施行して、附則第3号を訂正しておかなければならず、やむを得ず地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年3月31日に専決処分し、同日中に交付、施行したもので、地方自治法179条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

以上で、議案第38号、第39号、第40号の説明とさせていただきます。ご審議賜り、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 しばらく休憩をいたします。再開は10時50分といたします。

◇

休憩 午前10時35分

再開 午前10時50分

◇

議長 会議を再開いたします。

日程第10 議案第41号 中播公平委員会委員の選任について

議長 次、日程第10、議案第41号、中播公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を副町長に説明を求めます。

副町長 議案第41号、中播公平委員会委員の選任について、ご説明いたします。

昭和53年7月に中播公平委員会を共同設置し、現在、3町5一部事務組合で構成しています。3名で構成している委員のうち、神河町の浦上健治氏の任期がこの6月30日をもって満了いたします。

後任委員の選考に当たりましては、本委員会を構成する関係町長及び一部事務組合管理者が協議する中、前任と同じ神河町から新たに森本佳也氏を中播公平委員会委員に選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意をいただこうとするものであります。

主な経歴について、ご説明いたします。

住所は兵庫県神崎郡神河町上小田321番地、氏名、森本佳也、生年月日、昭和26年10月12日、現在64歳であります。最終学歴は昭和45年3月に市川高等学校を卒業されています。職歴といたしましては、昭和45年4月に大河内町役場に入庁、平成24年3月に神河町役場を退職されております。役職歴といたしましては、平成23年4月神河町上小田副区長、平成26年8月に中播磨森林組合理事に就任され、それぞれ現在に至っています。

議案第41号資料に「私の抱負」並びに任期一覧をお示ししていますので、ご参照ください。

森本佳也氏は、人格高潔で見識豊富な方であり、人事行政にも精通されている立派な方でございますので、何とぞご賛同賜りますようお願い申し上げまして、提案説明といたします。

日程第 1 1 議案第 4 2 号 福崎町交通広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 1 2 議案第 4 3 号 福崎町都市計画マスタープランについて

議 長 次、日程第 1 1、議案第 4 2 号、福崎町交通広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 1 2、議案第 4 3 号、福崎町都市計画マスタープランについての 2 議案を一括議題といたします。

各案に対する詳細なる説明を担当課長に説明を求めます。

まちづくり課長 議案第 4 2 号、福崎町交通広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

交通広場の駐輪場につきましては、平成 2 8 年 3 月 3 1 日に商業用施設等の誘致のために閉鎖をしております。そのため、交通広場の設置及び管理に関する条例の一部改正し、駐輪場についての条文を削除するものでございます。

議案第 4 2 号説明資料に新旧対照表をお示ししておりますので、ごらんください。

条例の条文改正としまして、第 1 条の設置及び目的から、「放置自転車等の防止」、「駐輪場」の文言を削除するものでございます。

第 3 条では、行為の禁止の項目のうち、2 号の「駐輪場の使用を妨げること」を削除し、3 号以下を 1 号ずつ繰り上げます。

第 4 条では、自転車等の使用の許可について規定をした 2 項各号を削除し、3 項以降を 1 項ずつ繰り上げます。

第 7 条の使用の許可期間については、自転車等の規定をした 2 号を削除し、車両等の規定のみとするものでございます。

第 8 条の使用料については、1 号から駐輪場を削除いたします。

第 9 条は使用料の納付方法は 2 項を削除いたします。

第 1 5 条は自転車等の放置に対する措置、第 1 6 条は放置自転車等の措置でございますが、いずれも削除をいたします。1 7 条と 1 8 条は 2 条ずつ繰り上がり、第 1 5 条と第 1 6 条とします。

別表から駐輪場使用料の項を削除いたします。

議案にお戻りください。

附則につきましては、この条例は条例施行規則第 1 3 条で放置自転車の措置として、移動及び処分ができる期間を三月としているため、駐輪場に放置されている自転車の処分が完了する 6 月末を待って、平成 2 8 年 7 月 1 日から施行をいたします。

また、4 月以降に発生した放置自転車の措置のために、附則で経過措置を設けております。

以上で、議案第 4 2 号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 4 3 号、福崎町都市計画マスタープランについて、ご説明を申し上げます。

マスタープランの概要につきましては、5 月 1 0 日に議員全員協議会でご説明を申し上げますので、提案説明ではマスタープランの大まかな構成と見直しの特徴、本町の現状と動向をもとにまとめました四つの都市計画づくり、都市づくりの視点について、主に説明を申し上げます。

本編の 1 ページでは、序章として、計画見直しの背景を記述しております。

本町の現行の都市計画マスタープランは、平成 2 2 年を基準年度に改定され、平成 3 0 年まで計画期間が残っておりますが、今回は平成 2 6 年 1 2 月に議決を

いただいた福崎町第5次総合計画との整合を図り、社会情勢等の変化等に対応するため、計画の改定時期を前倒ししたものでございます。

1 ページの中段からは、都市計画マスタープランの位置づけとして、都市計画法第18条の2に規定された市町村の都市計画に関する基本的な方針であり、第5次総合計画などの上位計画に即して、町の都市計画に関する基本的な方針を定めることを記述しております。

3 ページからは、第1章として、福崎町の概況について、まとめております。

まず、福崎町の特性といたしまして、3 ページから8 ページで福崎町の位置、地勢、地形、気象、自然環境、都市形成の沿革について、まとめております。

9 ページから35 ページでは、福崎町の現況といたしまして、人口・世帯数の推移、土地利用の現状や市街化の動向、産業、交通道路等、公園緑地、観光資源、防災・減災などについて、取りまとめを行っております。

また、36 ページからは、福崎町の主要プロジェクトについて、第5次総合計画や公営住宅等長寿命化計画などの個別計画から、現在事業中もしくは進行中のものを取りまとめております。

37 ページからは、町民のまちづくりの意識として、第5次総合計画の住民アンケート結果を活用し、取りまとめております。

これら本町の現況と動向をもとにしまして、44 ページから本町の問題点と課題を整理しております。

44 ページの①人口対策では、昼間人口が多い特色を生かしまして、交流人口も取り入れたまちづくりの推進について、②の土地利用では、市街化区域の低未利用地の活用促進や、市街化調整区域での特別指定区域の活用を進めること、③産業では、工業団地の拡大の検討が必要であること、45 ページに移りまして、④の公共交通では、JR福崎駅周辺整備の推進、⑤道路・都市計画道路では、町の東西を結ぶ市川への橋梁整備の必要性について、46 ページの⑨住宅では、計画的な町営住宅の集約建て替えの推進、⑩下水道では、内水対策としての雨水幹線の整備の推進、47 ページの⑫観光では、辻川界隈の観光拠点化や、七種山、春日山などの観光資源の活用、⑬では、防災・減災への取り組みなどの重要性など、ここに掲げております13の問題点や課題の解決に向け、第2章では都市づくりの目標として定めております。

48 ページでは、コンパクトシティや公共交通ネットワーク化など、新しい国の動向について、記載をしております。本町におきましても、平成27年度から立地適正化計画の策定に取り組んでおるところでございます。

49 ページでは、目指すべき都市像として、都市づくりの理念としては、町民と行政それぞれがみずからの役割と責任を自覚し、連携、協働して行われ、住民福祉の向上と町益の均衡ある発展に寄与することとしております。

49 ページの中段に掲げております将来の都市像につきましては、「恵まれた立地条件と豊かな自然環境が調和した町 福崎」から、第5次総合計画に即しまして、「活力にあふれ、風格のある住みよい町 福崎」と変更をしております。

将来の都市像として、立地適正化や地域公共交通の充実、そして観光まちづくりの推進の方向を記載しております。

50 ページでは、将来の都市構造の考え方を示しております。

①として、既成市街地と新市街地の共生、②としまして、町の拠点づくりと持続可能な都市構造の形成とネットワーク化、③としまして、安心・安全なまちづくりとしまして、51 ページの町の構造図では、基本的には総合計画の図面を踏襲した形で進めております。

52 ページをごらんください。

都市づくりのフレームといたしまして、現行計画の期間は、平成21年から30年、人口計画は2万2,000人でしたが、改定計画では、平成28年度から37年度の計画期間とし、目標年次における設定人口を総合計画に即しまして、総人口として1万9,500人に変更しております。

区域区分や用途地域につきましては、今後の都市計画区域内における開発圧力は高くない現状を踏まえまして、問題点や課題などに柔軟に対応し、地域活力と人口の維持を図ってまいります。

53 ページをごらんください。

新たな都市づくりの視点といたしまして、立地適正化計画の内容と設定イメージを記載しております。市街化区域内に居住誘導区域を設け、駅周辺、役場周辺を都市機能誘導区域としております。市街化区域内におきましても、災害の危険性が高い場所は居住誘導区域から外れる場合があります。

54 ページをごらんください。

ここからは都市づくりの視点と課題の整理を行っております。53 ページでもお示しをいたしましたとおり、国はコンパクトシティの考え方を推進してございまして、福崎町では隣接する姫路市と連携をしながら、都市の機能分担を担うような立地適正化計画の策定を進めます。

しかしながら、市街化調整区域の集落の地域活力の維持は重要な課題でございますので、相反する二つの課題を実現していく必要がございます。

その中で、今後10年間は四つの視点に重点を置いて、まちづくりを進める計画としております。

視点の1点目としまして、柔軟な都市計画制度の運用による人口減少の抑制を目標として掲げております。

これは立地適正化計画策定による民間活力の活用や、地域公共交通の充実の視点、市街化調整区域における特別指定区域制度の積極的な運用を念頭に考えております。

二つ目の視点は、中心市街地のにぎわいづくりと利便性を生かした産業の振興としております。

これはJR福崎駅周辺整備を起爆剤とした駅周辺の活性化と、役場や三木穴栗線、中島井ノ口線沿線の活性化、福崎インターチェンジや夢前スマートインターチェンジなど、交通の利便性の優位性を活用できる東西の工業団地を中心とした産業の振興及び区域の拡大の検討でございます。

三つ目の視点は、地域資源を生かした観光の振興としております。

これは観光拠点化しつつある辻川界隈の活性化の推進や、交通アクセスの向上、七種山、春日山周辺の回遊性向上やリピーターの確保に加え、柳田國男ともちむぎ麵の町の一層のPRに努め、観光の振興に努めることを目指しております。

四つ目の視点は、減災の視点を取り入れた安全・安心の確保としております。

近年、当町においても山崎断層を中心とした地震対策、局地的な集中豪雨や台風被害の災害リスクに対し、減災の視点を取り入れた総合的な耐震化、治水対策などの必要性が増しております。

また、全国的にも顕著となってきております空き家の対策や活用などが必要となってきており、地域ぐるみで安全・安心なまちづくりに取り組むことを記載しております。

58 ページからは、分野別の基本方針を記載しております。

最初に計画の構成について説明をいたします。

現行の分野別計画、分野別方針を総合計画を踏まえた分野別の方針になるように構成を変更いたしました。

分野別の基本方針については、最初にその項目の基本的な考え方を記載し、個別の方針に移るとい形式としております。

まず、60ページの土地利用方針の主な変更・検討箇所について、ご説明申し上げます。

この変更は主に区域区分の変更、用途地域等の変更に係る部分となります。

一つ目は、福崎駅周辺整備に伴う土地利用の変更として、新設道路に隣接する区域の用途の変更を検討してまいります。

次に、中島井ノ口線沿線の利用促進でございます。

西田原付近の沿道地につきましては、専用住宅地から複合住宅地への変更、南田原地区につきましては、複合住宅地から沿道サービス地への変更を検討してまいります。

なお、道路西側の調整区域の部分につきましては、農用地部分を除きまして、地域住民との合意や関係機関との協議を重ねながら、沿道サービス地への編入を目指してまいります。

東西工業団地地域の敷地拡大の検討につきましては、現在工業団地につきましては、全ての区画が埋まっているため、内需拡大のために区域の拡大を検討してまいります。

この方針につきましては総合計画、また福崎町総合戦略にも記載をしているところでございます。

62ページからは、市街化調整区域の土地利用方針で、福崎町土地利用基本計画に基づきまして、特別指定区域を活用しながら、集落活力維持を図ることを記載しております。

64ページから、町の基盤、利便、快適では、公共交通ネットワークの整備について、65ページからは都市計画道路や幹線道路の整備について、70ページからは、市街地整備について、74ページからは公園緑地、河川、住宅、上水道・下水道、その他処理施設、公共施設等について、それぞれ記載しておりますが、詳細につきましては、これまでの説明と重複しますので、省略をさせていただきます。

これらは、44ページで説明を申し上げた本町の問題点と課題に基づき、分野別の基本方針として項目ごとに整備等の方針を記載したものでございます。

84ページからの町の活力では、新たに観光の方針を追加しております。観光ルートの整備、回遊性の向上及び辻川界限を中心に観光拠点としての整備充実を図ってまいります。

86ページからは、町の安全・安心として、防災ネットワークの構築やハザードマップの更新、浸水対策の推進などを記載してありまして、主な変更内容としては、山地崩壊対策の推進や、県の総合治水条例の制定に伴う浸水対策の推進や防災体制の強化を掲げております。

91ページからは、まちづくりの実現に向けて、それぞれの役割分担や町民参加の仕組みづくり、今後のマスタープランの見直し方針を記載しております。

議案第43号資料でお示しをしておりますが、これまで役場内の検討委員会、都市計画審議会の開催やパブリックコメントなどを実施いたしまして、このような施策体系で都市計画マスタープランを取りまとめております。

以上、議案第43号の説明とさせていただきます。

両議案とも、ご審議を賜りまして、ご賛同いただきますよう、よろしくお願

申し上げます。

日程第 13 議案第 44 号 平成 28 年度福崎町一般会計補正予算（第 1 号）について

議長 次、日程第 13、議案第 44 号、平成 28 年度福崎町一般会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を担当課長に求めてまいります。

企画財政課長 議案第 44 号について、ご説明申し上げます。

平成 28 年度一般会計補正予算（第 1 号）は、既定の歳入歳出予算の総額に 1,830 万円を追加し、補正後の予算額を 95 億 4,830 万円とするものであります。

次に、歳入歳出予算補正について、事項別明細書でご説明申し上げます。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

企画財政課長 以上が、議案の補正内容であります。関連します地域再生制度等について、ご説明申し上げます。

議案第 44 号資料の 1 ページをごらんください。

この地域再生制度は、地方公共団体が行う自主的・自立的な取り組みを支援する制度でありまして、この制度を活用しますと、府省横断的にさまざまな支援措置を活用できるものであります。

この制度に係る地域再生法の一部を改正する法律が改正され、平成 28 年 4 月 20 日に施行されました。

その改正の中身ですが、上の表の左側下段にあります、地方創生に関連します三つの事項が創設されております。

一つ目は、地方創生推進交付金の創設、いわゆる新型交付金のことです。

二つ目は、地方創生応援税制の創設、いわゆる企業版ふるさと納税のことです。

三つ目は、生涯活躍の町を形成・促進するための手続の特例が設けられております。

ここでは、補正予算に計上しております地域再生制度、地方創生推進交付金の概要についての説明をさせていただきます。下の資料になります。

左側上段になります。地方公共団体が地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けた場合に、当該計画に記載された事業について交付されるものでありまして、計画の作成主体は総合戦略を策定した地方公共団体で、計画の対象事業につきましても、加速化交付金のときと同じように、地方創生事業全般となっております。重要業績評価指標の設定、PDCAの整備による効率的・効果的に実施される事業を対象とするものでありまして、ソフト事業を中心とし、それと一体となって行うハード事業も対象とされております。

左側の下段になります。地方創生の深化に向けて、交付対象となる先導的な事業とし、三つのタイプがございます。

一つ目が、官民協働、地域間連携、政策間連携等による先導的な事業の先導的タイプ、二つ目が、先導的優良事業の横展開を図る事業の横展開タイプ、三つ目が、既存事業の隘路を発見し、打開する事業の隘路タイプでございます。

地方創生交付金の補助率は 2 分の 1 となっております。ソフト事業にしましては、地方財政措置もございまして、また、ハード事業につきましても、交付金を充てた残りの 2 分の 1 は、一般補助施設整備等事業債の対象となっております。

資料 2 ページの上の表、左側下段になります。

第 1 回分の地方創生推進交付金の申請につきましては、28 年度当初予算または 6 月補正に計上されて事業と限定されておりますので、このたびの補正をお願いしているところであります。

福崎町としましては、横展開タイプとして、6 月 17 日までに内閣総理大臣へ事業申請する予定でありまして、事業期間は 3 カ年となります。

次に、資料の 3 ページをお願いいたします。

これは、地域再生計画として認定申請をします地方創生推進交付金の申請事業の一覧で、その事業概要を備考にお示ししております。

28 年度の 6 月補正で計上させていただいておりますのが、28 年度の観光振興関連事業の 1, 830 万円、交付金充当額 915 万円であります。

28 年度の事業としまして、当初予算に計上しております三木家主屋公開のための備品購入費 600 万円、記念館多言語対応のリーフレット等作成に係る 26 万円を合わせまして、事業費 2, 456 万円、交付金充当額 1, 228 万円であります。

平成 29 年度事業、平成 30 年度事業につきましては、この表のとおり事業としておりまして、3 年間の事業費は 8, 836 万円としております。

次に、資料の 4 ページをお願いいたします。

これはこの 6 月補正交付金申請に係る NPO 法人への支援事業についてですが、目的を参画と協働のまちづくりを推進するため、当該 NPO 法人の設置に要した経費と設立後における当該 NPO 法人の社会的信用を高め、継続的かつ安定的な活動と自立を促進するため、初期活動に要する経費に対し、補助金を交付するものとしておりまして、補助の対象団体を町内に主たる事務所を置き、主に町内で活動する、役員のおよそ 2 分の 1 以上が町内在住である NPO 法人としております。

設立支援につきましては、設立時に 1 法人につき 1 回のみの補助で、初期活動支援につきましては、NPO 法人の登記完了後、3 年以内の補助、いずれの場合も備品購入費を除いて、補助対象経費の 100% 補助で、上限を 10 万円として支援するものであります。

以上で、議案第 44 号、平成 28 年度一般会計補正予算（第 1 号）の説明とさせていただきます。

ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

日程第 14 議案第 45 号 工事請負契約について（福崎町第一体育館耐震改修工事）について

議 長 次、日程第 14、議案第 45 号、工事請負契約について（福崎町第一体育館耐震改修工事）を議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を担当課長に求めます。

社会教育課長 議案第 45 号、工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

今回、提案させていただいておりますのは、去る 5 月 20 日に一般競争入札を執行いたしました福崎町第 1 体育館耐震改修工事に係る工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決をお願いするものです。

議案第 45 号資料 1 ページをお願いいたします。

入札結果をお示ししております。参加者 6 者による一般競争入札を行い、前川建設株式会社が 1 億 4, 580 万円で落札いたしました。工期は、平成 28 年 1

2月28日までとしております。

続いて、工事の概要について、説明させていただきます。

資料1 ページ左側に、工事概要をおつけしております。

鉄骨造の耐震改修として、壁面及び屋根面にブレースを設置するものです。壁面ブレース設置箇所は、資料3 ページの立面図をごらんください。屋根面のブレースは資料2 ページの各階層平面図の右上をごらんください。

ブレースの設置に伴い、1階部分の床と天井と一部外壁の撤去が伴いますので、ブレース設置後にそれらの更新を行います。

アリーナ部分の天井については、軽量天井に更新をし、天井の照明は全てLEDに更新いたします。

屋根部は既設屋根の上にガルバリウム鋼板をふきます。外壁部分は新たな塗材にふきかえを行います。

その他、トイレは段差をなくし、バリアフリー化、洋式化を行います。

シャワー室も新たなユニットを設置し、更新いたします。

工事の工程は、今後、施工者及び管理者と調整しながら決定いたしますが、工事期間中、第1体育館は使用中止といたします。

使用中止期間は、7月1日から12月31日の予定です。

工事期間中の体育館事務は、スポーツ公園事務室で行います。通常、体育館で行っております各種教室は、第2体育館に場所をかえて行います。トレーニング室及び卓球場は、工事期間中閉鎖といたします。現在、体育館を利用されている各種団体には連絡をし、ご理解をいただいております。

以上、議案第45号、工事請負契約についての提案説明とさせていただきます。

議員各位におかれましては、ご審議いただき、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第15 請願第2号 消費税10%への増税中止を求める意見書提出についての請願

議長 次、日程第15、請願第2号、消費税10%への増税中止を求める意見書提出についての請願であります。

本請願について、紹介議員に説明を求めます。

石野光市議員 消費税10%への増税中止を求める意見書提出についての請願について、趣旨説明を行います。

皆さんご承知のとおり、90年代不況ということが言われて後、目立った景気の回復ということが見られないまま、今日を迎えています。

消費不況という、いわゆる内需の弱まり、これが大きな要因であるというふうに言われております。

個人消費がGDPの6割というふうにも言われておりますから、これを大きく高めていくためにも、消費税の10%への増税は中止するべきであるということの内容であります。

それでは、ただいまから、請願の文章を読み上げて、趣旨説明としたいと思います。

消費税の税率は、平成元年、1989年に導入された当初は3%であった。平成9年、1997年には5%に、平成26年、2014年4月には8%へと引き上げられた。そして、平成27年、2015年10月には10%に引き上げられることとされていたが、経済情勢等により、平成29年、2017年4月からとされていた。

安倍首相は、6月1日の記者会見で、平成31年、2019年10月まで、税率10%への引き上げを延期すると正式表明したと報じられている。

消費税増税は、過去を例に見ても、国民の購買力低下、法人税などの税減収を招くなど、景気に大きく影響を与えた。

現在の経済情勢は、一部大企業の業績好調が言われているが、バブル崩壊以来、国民の実質賃金が目減りしているもとの、消費税増税を行うことは、経済をさらに悪化させることは明らかである。

厚生労働省が2月に発表した2015年の毎月労働統計調査（速報値）によると、昨年通年の実質賃金は前年から0.9%減少し、マイナスは4年連続となる。

GDPの6割を占めるという個人消費が冷え込んでいるもとの消費税率の引き上げは、景気の回復による税収増の道を閉ざすばかりか、国民生活や中小企業、農林水産業等の経営にも大きな困難をもたらすものである。

所得格差の広がり、貧困層が若者から高齢者にも広がりつつあるもとの消費税の税率引き上げは、低所得者ほど負担を高めるもので、いわゆる逆累進性を高め、経済格差の高まり、貯蓄ゼロ世帯の一層の増加を招くとともに、子どもの貧困などの社会問題を悪化させることは必至である。

国民の購買力を弱め、景気回復をさらに困難にする消費税のさらなる引き上げは中止し、税の応能負担という原則に立ち返り、パナマ文書に見られるような大企業、大資産家への適正な課税を行い、税金の集め方を抜本的に改革し、不要不急の事業を見直し、暮らし、教育への予算と中小企業、農林水産業の経営安定を図るとともに、東日本大震災、熊本地震の被災者の生活支援、生活再建等に対する予算配分を充実させることこそ肝要である。

税金の集め方として、消費税に依存する方向から、大企業、大資産家への負担能力に応じた課税で税収を確保する方向への転換が求められている。

以上のことから、平成31年、2019年10月に延期するという消費税率引き上げの中止を強く求める意見書の政府関係機関への提出を請願します。

以上です。

議員諸兄のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長 以上で、本定例会1日目の日程は終わりました。

なお、月曜日は議案調査のため休会といたします。

次の定例会2日目は6月14日、午前9時30分から再開いたします。

それでは、本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午前11時30分